

ブラジル第3国研修実施調査

報告書

昭和53年12月

国際協力事業団

研
J R
79-1


3
F

1090
1500
1111

ブラジル第3国研修実施調査 報告書

昭和53年12月

国際協力事業団

JICA LIBRARY

1024754[2]

國際協力事業團	
貸入 期 '84. 3. 19	703
登録No. 00948	36
	TAF

ま え が き

近年開発途上国が先進国の高い技術を一方的に導入するよりも、各国の開発程度に見合った水準の技術を類似した環境（自然条件、生活環境、言語、文化、社会的背景等）にある他の開発途上国から導入する方がより効果的であり、かつコストも安上りである場合があるとの認識が先進国はもとより、開発途上国においても強まってきている。国連の場合においても、開発途上国間技術協力（TCDC）の必要性が強調され、先般 TCDC 推進のため、国連開発途上国間協力会議が開催された。

第3国研修は先進国が TCDC に対し側面から協力する方式である。この協力方式は、開発途上国と先進国の二国間協力による研修員受入事業と相互補完関係にあり、今後拡充強化をすべき方式であると思う。

今年度は、3ヶ国で開催すべく準備中であるが、その一つとしてブラジル国より要請のあったポルトアレグレ、カトリック大学成人病研究所での第3国研修の実施可能性並びに近隣諸国のニーズ把握のため53年7月22日から8月13日までの23日間ブラジル、アルゼンチン、ペルー、メキシコの4ヶ国において調査を行った。

この報告書は、調査団が現地において討議した内容、調査活動状況を中心とし、その後の日伯間の外交ベースにより接衝内容を取りまとめたものである。これにより、今後の新規第3国研修実施の参考となれば幸いである。

なお、本調査の実施に際しては、ご協力を賜った外務省及び訪問国の在外公館の関係各位に対し、深謝の意を表したい。

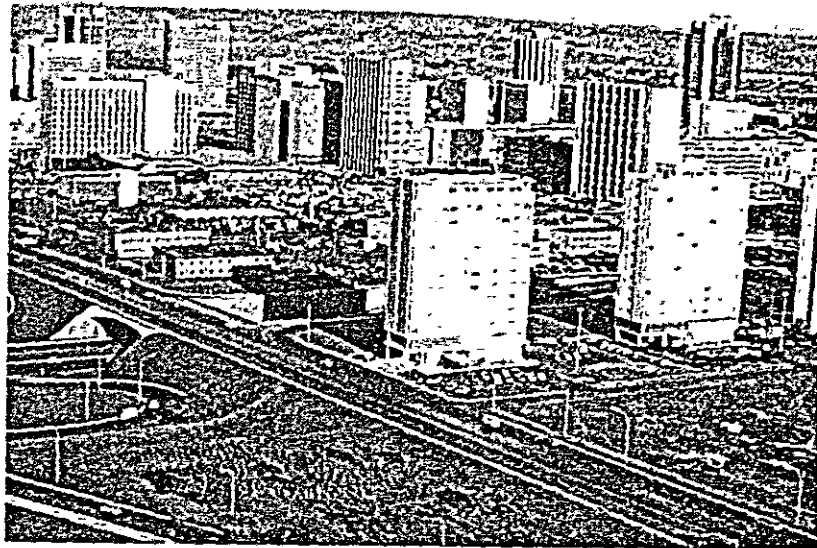
昭和53年12月

研修事業部

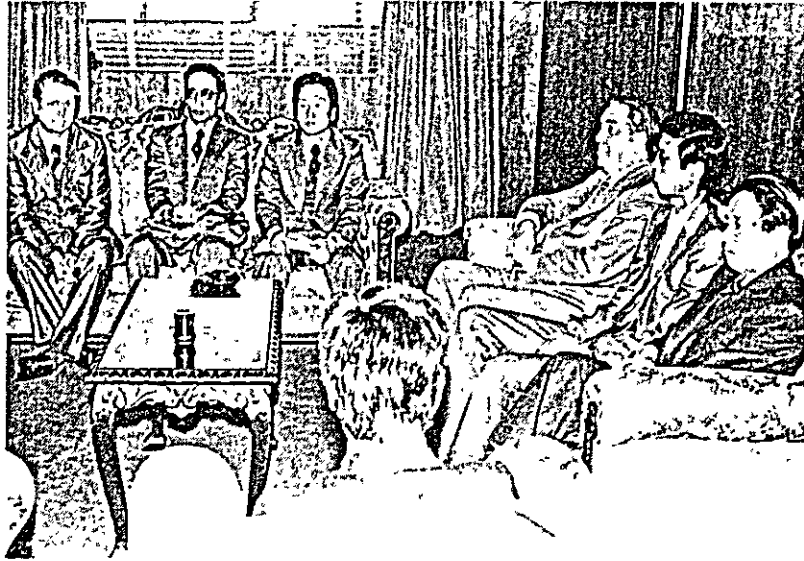
部長 八 坂 伝 郎



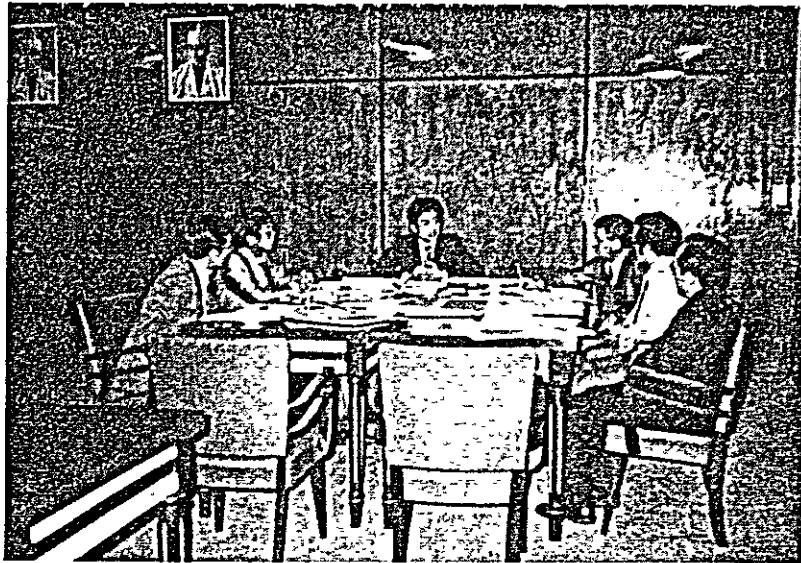
ブラジル外務省、企画庁にて関係者との会談



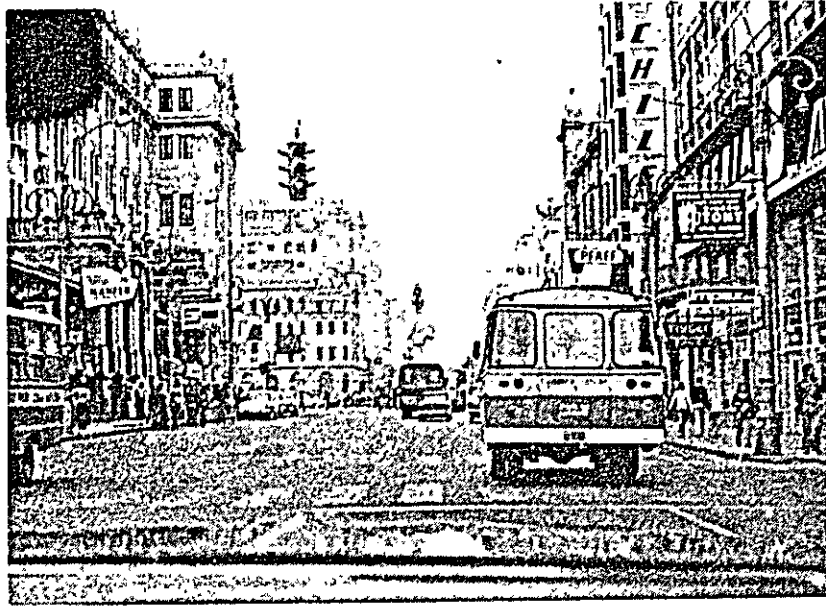
ブラジリア市内風景



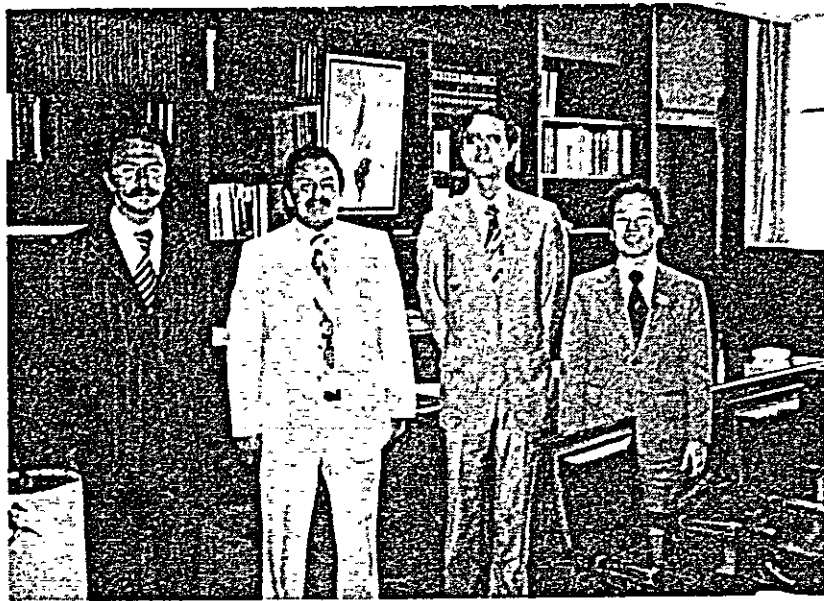
カトリック大学での打ち合せ



カトリック大学での打ち合せ



ペルー、リマ市内風景



メキシコ電気通信省

目 次

1. 調査チームの構成	1
2. 派遣国および派遣期間	1
3. 調査日程	2
4. 調査チーム派遣の経緯と目的	4
4-1 第3国研修の目的	4
4-2 調査目的	4
4-3 調査チーム派遣の経緯	4
5. ブラジル政府との会談内容	7
6. カトリック大学との打合せ内容	10
6-1 研修科目およびカリキュラム	10
6-2 割当国および定員	10
6-3 参加資格条件	11
6-4 募集方法	11
6-5 実施時期	12
6-6 実施経費	13
6-6-1 実施経費の内容	13
6-6-2 実施経費の管理	15
7. 実施業務分担	16
8. 実施調査後の経緯	19
9. 実施調査後の提言	20
10. アルゼンチン政府との会談内容	21
10-1 行政機構	21
10-2 第3国研修	21
10-2-1 第3国研修の実務	21
10-2-2 第3国研修の実態	21
10-2-3 第3国研修の要望	21
11. ベルギー政府との会談内容	22
11-1 研修員の手続	22

11-2	研修員の募集	22
11-3	研修員の出国手続	24
11-4	第3国研修	24
11-5	海外研修実績	24
12	別添資料	
12-1	第3国研修実施計画日本側案	33
12-2	第3国研修実施要領案	39

1. 調査チームの構成

外務省経済協力局技術協力第一課	調査員
	皆 谷 茂
国際協力事業団研修事業部研修第一課	課長代理
	石 塚 鏡

2. 派遣国および派遣期間

派遣国：ブラジル、アルゼンチン、ペルー、メキシコ（4ヶ国）

派遣期間：昭和53年7月22日（土）から

昭和53年8月13日（日）までの23日間

3 調査日程表

日 程		訪 問 国	訪 問 先	行 動 内 容 ・ 面 談 者
月 日	曜 日			
7月22日	土	東 京 発		ニューヨーク → リオデジャネイロ PA201
7月23日	日	ブラジル		→ ブラジリア RG200
7月24日	月	・	日本大使館	吉田大使、殿野、塚田両参事官表敬
7月25日	火	・	JICAブラジリア海外事務所	市ヶ谷書記官及び須長事務所長との打合せ
			企画庁、外務省	経協担当書記官と会談 外務省 José Antonio Gomes Piras 書記官 企画庁 Garry Soares de Lima 書記官 Ernesto Guilherme Schuele 書記官
7月26日	水	・	日本総領事館	ブラジリア → ゴルトアレグレ 須長事務所長同行 藤田総領事表敬 内山副領事、平野母住支部長との打合せ
7月27日	木	・	カトリック大学	総長他大学関係者表敬、成人病研究所施設見学
			カトリック大学成人病研究所	成人病研究所長、病院長、事務局長との打合せ Irmão Liberato 総長
7月28日	金	・	・	Elvo Clemente 大学院々長
				森口幸雄成人病研究所長
				João José Menezes Martins 医学部長
				Alfredo José Chagas 病院長(管理部長)
				Braz Augusto Aquino Brancato 事務局長
7月29日	土	ブラジリア	日本総領事館、母住支部	内山副領事、平野支部長との最終打合せ
7月30日	日	・	カトリック大学成人病研究所	森口研究所長との打合せ
7月31日	月	・		ゴルトアレグレ → ブラジリア
8月1日	火	・	外 務 省	Cavalcanti 書記官との会談
			企 画 庁	Garry Soares 書記官との会談
8月2日	水	・		書類整理
8月3日	木	アルゼンチン	日本大使館	ブエノスアイレス AR251 人和田大使表敬
			ブエノスアイレス支部	関口書記官、高橋支部長行と打合せ 大沢所長、関井総務課長、川上事務課長との打合せ
8月4日	金	・	公衆衛生庁	Carlos Luis Trongé 衛生局長との会談
			企 画 庁	Enrique Cantiso 国際協力局長との会談 Hector Manuel Martinez 調整課長との打合せ
			外 務 省	Luis Arregui 国際経済関係局長との会談 科学技術課長との打合せ
8月5日	土	・	日本大使館	関口書記官、高橋支部長行との最終打合せ
8月6日	日	ペルー	JICAリマ海外事務所	ブエノスアイレス → リマ AR370 岩成所長代理及び内田書記官との打合せ
8月7日	月	・	日本大使館 海外研修教育調整機構 (INABEC)	ルネ大使表敬、八木、内田両書記官、岩成所長代理との打合せ Gral Ep Luis Trigos Reyna 局長との会談

日 程		訪 問 国	訪 問 先	行 動 内 容 ・ 面 談 者
月 日	曜 日			
8月7日	月	ベネズエラ	海外研修教育調査機関 (INABEC)	Ruben Dario Gomez Peralta, Section 課長との打合せ 岩波所長代理同行
8月8日	火	コロンビア		リマ → コロンビア AR374
8月9日	水		日本大使館 JICAコロンビア海外事務所	松永大使、大島参事官表敬 平林所長、石井所員、巡回指導チームとの打合せ * 郵政省大臣官房国際協力課 友島係長出席 日本電信電話公社海外連絡室 小沢調査役 国際電信電話の海外協力室 鈴木調査役 JICA研修二課 大山職員
			外務省	国際技術協力事務局の長他関係者との会談 Felipe A. Gonzalez Alanis 次長 Oscar González Gallardo 次長 Rolando San Miguel Garza 副次長
			通信運輸省	電気通信比局長他関係者との会談 Clemente Pérez Correa 電気通信比局長 José de Jesús Hernández G. 国際部長 José Antonio Padilla Longoria 国際免許部長 Fernando Vazquez Dorantes 国立電気通信学部長
8月10日	木		JICAコロンビア海外事務所	平林所長、石井所長との打合せ
8月11日	金		国立電気通信守衛	鈴木専門家との打合せ
8月12日	土			コロンビア JAL011
8月13日	日	東京		東京

4. 調査チーム派遣の経緯と目的

4-1 第3国研修の目的

第3国研修とは開発途上国の域内で文化、社会、言語等類似した環境を持つ近隣諸国から研修員を受入れ、技術移転を効率的に実施する現地研修方式であるこの研修により域内の相互協力を促し、第3国研修実施国が近い将来技術協力供与国として自主的に研修員受入事業が実施できうようにすることを目的としている。このため我が国は研修員に対する渡航費、滞在費、支度料、研修経費等の必要経費を負担し研修実施国と共同して研修を実施する共同事業である。

4-2 調査目的

当調査チームにあたえられた調査目的はポルトアレグレ、カトリック大学成人病研究所において第3国研修の目的をふまえ、本研修の実施にあたって詳細な問題点を協議することにある。

4-3 調査チーム派遣の経緯

客年12月14日ポルトアレグレ総領事発大臣宛公信362号にてブラジル企画庁の日本関係担当者より森口研究所長あての非公式連絡によると中南米諸国より成人病医学研究生6名を53年3月1日より1年間連邦政府の予算で当成人病研究所に受入れることが内定した。ブラジル外務省は正式決定を待って中南米諸国の在外公館に対し中南米各国政府より招へい通知方訓令する予定である旨通報越した。

その後昭和53年2月16日付ブラジル大使発大臣あて公信140号にて本計画がブラジル企画庁及び外務省により取り上げられた結果、ブラジル政府の対外技術協力の一環として当カトリック大学に対し中南米諸国より成人病研究のための研修員の受入が決定された旨通報越すとともに、今後カトリック大学が連邦政府の対外技術協力予算を取り入れて国際的影響力を有する機関となることは、とりも直さず日本政府が実施する医療協力の効果が中南米諸国に広く波及することを意味するものであり極めて有

意義なことであるとの見地から、今後当研究所の一層の充実を図るため、十分なフォローアップを実施することに加えブラジル政府より要請ある場合には、当国の対外技術協力の成功のために積極的な支援の必要があるとの意見具申があった。

他方我が方としては、53年度第3国研修の第3番目の候補地としてどの国に実施するか検討中であり、その一環として実施可能性があると思われる JICA 海外事務所のある国々に対して、ニーズ把握を実施するよう同事務所に依頼しておったところ、4月の海外事務所長定例会議においてその可能性につき報告を受けた。

その会議の席上 JICA ブラジリア海外事務所長より次の理由により本研究所で第3国研修の実施の可能性がある旨の説明があった。

- (1) ブラジル外務省はブラジル側で独自に第3国研修を実施することは、医療協力での技術協力が他の分野にくらべそのプライオリティが低いとの判断により本年度実施が最終的に見送りとなったことをふまえ、日本政府が第3国研修の形態で本計画の協力を申し出るとはタイミング的に非常に良いこと。
^特(前述の公信第140号で実施決定とあるのは、企画庁の段階で了承されたのでおそらく外務省も異論はないと判断したための誤解であったことが後日判明した。)
- (2) 本研究所は日本政府とブラジル政府との間で昭和48年RDを取り交わし、本RDにもとずき昭和49年より昭和51年までの3年間にわたりプロジェクト協力方式で実施され、52年よりはFollow-up事業として協力の継続が実施されている。従って本件協力にもとづき必要機材も完備していること。
- (3) Teaching staffについては本プロジェクトのカウターパートとして、これまで8名の研修員を日本に受入れた経緯もあり特に第3国研修実施にあたって、十分対応出来ること。
- (4) 本件実施に伴う事務手続については、在ブラジル日本大使館及びポルトアレグレ日本総領事館が前面的バックアップを約束しているので問題は少ないこと。

などの理由にもとづき、当方にてカトリック大学における第3国研修の実施可能性につき関係者と慎重に協議した結果、第3番目の候補国としてブラジルに的をしぼり、本件実施要領案の素案（別添のとおり）を作成し JICA ブラジリア海外事務所へ送付し、JICA ルートにてその可能性を再確認せしめたところ、JICA ブラジリア海外事務所より、カトリック大学などに意向打診した結果として、当方の考えている予算内で実施が可能と思われ、専門家派遣、機材及び経費面での問題も少なく、また同大学の主体性も十分であるところから実施可能性が濃厚なる旨回答があった。

以上の経緯を踏まえ、5月31日付大臣発ブラジル大使宛公電第8081号にて第3国研修の趣旨を説明するとともに、当大学を第3国研修のための実施機関として考えたい。については本件に原則的な同意が得られるならば実施協議チームを派遣し実施上の諸問題につき打合せたい旨先方へ正式に通報したところ6月3日付ブラジル発大臣あて公電第504号にて、ブラジル政府は口上書をもって正式要請書を日本政府に提出するため目下準備中であり、正式要請を受けて本件詳細につき打合せをするための協議ミッションを派遣していたたければありがたい旨の回答を得た。

なお右実施協議チームがブラジルに派遣されるのと相前後して、8月3日付ブラジル発大臣あて公電第710号にてカトリック大学において日本政府の協力により、第3国研修を実施したい旨の正式要請書が当方に接到したので参考までに申し添える。

上記次第により本調査チームがブラジルに派遣されることとなった。

5. ブラジル政府との会談内容

カトリック大学での第3国研修の実施にあたり、外務省および企画庁（国内の窓口機関）と協議した結果は次のとおりである。

(1) 第3国研修の計画について

日本側で考えている第3国研修と同様な方式の技術協力を他国と実施した経験はなくまた、ブラジル独自の第3国研修計画は現在のところ考えていない。

(2) 第3国研修の実施方針について

カトリック大学は近隣諸国より研修員を受入れ、成人病分野にかかる研修を実施するにあたり日本政府の協力を要請したい旨の文書を企画庁及び外務省に提出されている。現在のところ企画庁はClearして目下外務省で検討中である。外務省としては日本政府の協力を得て本計画を実施するという考え方は原則的に賛成である。しかしながら本計画の詳細については何等明記されていないので、実施要領案なるものをカトリック大学より提出された段階で早急に内部で検討し最終的な結論を出したいと考えている。その意味において本調査団の来伯を心待ちにしていたのが実情である。

については本計画の実施機関たる、カトリック大学において実施上の問題点を協議し、本計画の実施要領案の作成にあたり、適切なる助言を与えていただければありがたいとの事であった。

(3) 第3国研修の手続について

本計画実施にあたって本コースの応募割当国に対するインフォメーションの送付、参加各国からの要請書の取付及び受入回答などの諸手続については当国政府でも他の南米諸国より2国間ベースにて研修員受入の経験があるため特に問題はないので積極的に協力したい。なお集団コースにかかるインフォメーションについては定型化されたフォームは未だ確定されておらずケースバイケースで処理されているので、本計画実施にあたっては十分協議のうえフォームを決定したい。

(4) 第3国研修にかかる予算について

一般論としては、研修員の受入にかかる予算は外務省、企画庁の両省庁より支出されているのが実情である。従って本計画の実施にあたってはブ

ラノル政府が負担すべき経費については、両省庁が予算措置を講ずる必要があると思われるが、今年度はすでに全体計画の予算措置が決定していることでもあり、新たに本計画を追加予算として計上することは困難である。

については、当国として正式に本計画が取り上げられることになった場合には、両省庁とも54年度以降、大蔵省に対し、予算計上するよう努力したい。

(5) 第3回研修の協力の継続性について

ブラジル政府としては、本計画が日本の協力を得て今年度順調に実施され、多大な成果を収めた場合には、継続して本計画を実施したいと思っている。については、日本政府も本件の協力の継続について配慮願いたい。

(6) 第3回研修の再打合せについて

カトリック大学と実施上の問題点を協議したあとカトリック大学の責任者を同行して、ブラリアに戻り、我々と本計画の実施要領案につき再度打合せの機会を持つことは有意義と考えるので実施してほしい。

(7) 第3回研修の実績について

ブラジル政府の研修員受入方式については、主として留学生の受入れを取り扱っており、運輸、通産、建設などあらゆる分野にわたって実施している。各コースの人数は、平均10人であるが、多いコースでは、20人にも達している。

個別研修も若干なりとも実施しているが、その受入比率は、非常に少ない。

カトリック大学において関係者と協議する前にセレモニーを行った。その模様が1978年7月30日付 CORREIO DO POVO に掲載されたのでここに紹介する。

DOMINGO, 30 DE JULHO DE 1978



ESPECIALIZAÇÃO EM GERIATRIA

Encontra-se em Porto Alegre uma missão japonesa, composta pelos médicos e professores Shigeru Minatani, Takashi Ishizuka e Schoji Sunaga, que vieram estudar a possibilidade de criação de um Programa de Especialização em Geriatria, destinado não só a médicos brasileiros como também de toda a América Latina, como resultado de um convênio a ser firmado entre os governos do Brasil e Japão, para execução pela Pontifícia Universidade Católica do Rio Grande do Sul. A missão foi recebida pelo reitor irmão Liberato, e por toda a alta administração da PUC e do Hospital Universitário. Acompanhavam os japoneses na ocasião o Cônsul Geral do Japão, sr. Mamoru Fujita, e o vice-cônsul, Yoshio Uchiama.

6. リオ・グランデ・ド・スール州カトリック大学との打合せ内容

第3国研修に関する日本側の基本的な考え方として別添のとおり、実施要領案を提示し、カトリック大学関係者と協議した。その主たる協議内容は次のとおりである。本件協議結果をふまえ、カトリック大学が別添のとおり実施計画案をまとめ、ブラジル政府に提出することになった。

6-1 研修科目及びカリキュラム

医療協力プロジェクトとして脳動脈分野を含めた循環器部門と消化器部門及び放射線部門の三部門の協力を実施しており、本件第3国研修の研修科目としては、三部門につき研修を実施したいが今回は第1回目でもあり、より効率的に運営するためには循環器部門にしぼって実施方当方要望したところ、カトリック大学では大学全体として本件協力を積極的に推進する考えであり、講師体制も万全であるところから成人病全般、すなわち一般成人病、長寿の科学、臨床成人病の科目に関し、理論3割、実習7割のカリキュラム構成により実施したい旨強い要望があった。

6-2 割当国および定員

割当国に関し日本側案として経費(航空賃)の点を勘案しブラジル近隣諸国、すなわちアルゼンチン、ボリビア、チリ、パラグアイ、ペルー、ウルグアイ6ヶ国を対象に実施するよう提示したところ、カトリック大学では当初、日本より供与された高度な機械、および成人病にかかる日本の予防、治療医学を普及させるため、又今後の研修参加への可能性を残すため、南米全域にオファーすることを要望されたが、当方としてはこの場合経費面及び事務手続など充分対応できず、むしろ参加できなかった国に対し禍根をのこすことにもなるので6ヶ国にしぼるよう再度強調した。これを受けて同大学では次の理由により、6ヶ国を選定する運びとなった。

(1) 南米に成人病医学会のある国

国名：アルゼンチン、チリ、ウルグアイ、ヴェネズエラの4ヶ国

(2) ブラジル政府と同盟国でありかつ近隣国

ボリビア、パラグアイの2ヶ国 計6ヶ国

当方案のペルーがヴェネズエラに変更になっているが、これは、ホストカントリーは、あくまでブラジル側であり、日本側は、側面的協力の見解から同大学案に同意した。

なお、割当人数については、6ヶ国各1名、計6名として、日本側が負担し、ブラジル人参加6名分は、ブラジル側が負担することとなった。

6-3 参加資格条件

参加資格条件として、

- (1) 日本側の考え方である「当該国政府の推薦により、所定の手続きを経て応募した者」の項は、本件協力が政府間ベースにより実施されることでもあり、又、当然のこととして本コースは、日本政府の協力によりブラジル政府が実施する旨インフォメーションの表紙に記入されることから、本項は削除することとなった。
- (2) 「当該分野の実務経験が1年以上ある者」及び「40才以下の者」の両項については、将来成人病学の教職をめざす医師の専門研修コースを目的としているところから「内科において少なくとも3年以上の経験を持つ医師」に変更するようカトリック大学より要望があったので、これを了承した。

6-4 募集方法

6ヶ国に対する募集につき、カトリック大学では、南米でカトリック系のネットワークを持っており、又、学会等を通して医学分野における人事交流が盛んに行われている（第1学会は1973年、毎年1～2回）ところから、募集の方法と実施については、すべて同大学に一任してもらいたい旨の要望があった。当方としては、本計画を日伯政府間ベースにて、実施することを考えているので、インフォメーションの送付手続についてもブラジル外務省より当該国にあるブラジル大使館を通して、当該国政府に送付することを原則としている。かかる見地からカトリック大学独自での募集は、原則にそぐわない旨申し述べたところ、同大学としては外交ルートにて本コースインフォメーションを送付することを了解したが、南

米諸国との結びつきを強くするため、又、本計画をスムーズに運営させるため研修プログラムやパンフレット等を非公式ルートにより、当該国に配布したいとの要望があったので、当方としても側面的協力ならば特に問題がないと判断しこれを了解した。又、ブラジル人の本コース参加にかかる募集については、カトリック大学および主務官庁である教育文化省で実施したい旨の提案がなされた。当方としては、ブラジル人の本コース参加についての経費は、ブラジル側で負担するとの原則に立ち、これを了解した。

6-5 実施時期

実施時期にかかる日本側案としては、本研修コース実施が初めてであること、又、日本で実施している集団コースのインフォメーションは、通常6ヶ月前に当該国に送付していること等から本計画全体のタイムスケジュールを勘案して3月15日より2ヶ月間実施することを提案したところ、カトリック大学では以下の理由により、本研修コースの実施を1月15日より2ヶ月間にしたい旨申し出があった。

- (1) 夏休み期間中（南米では一般的に1～2月を夏休み期間としている）の方がティーチングスタッフを確保しやすいこと。
- (2) 当該派遣国としても夏休み期間中の方が、研修員を派遣しやすいこと。
- (3) 手続面については従来からある成人病学会を通し、募集活動を側面から促進するので、上記時期に実施しても問題ないこと。

日本側としても、本コースが年度内に完了することは、より望ましいことであるため、これを了解した。

実施日程案は、次のとおりである。

- | | | | |
|-----|---------|--------|--------------------|
| (イ) | 実施計画書提出 | 8月1日 | カトリック大学→ブラジル外務省 |
| (ロ) | 正式要請書提出 | 8月15日 | ブラジル政府→日本政府 |
| (ハ) | 要請回答 | 8月31日 | 日本政府→ブラジル政府 |
| (ニ) | GI送付 | 9月10日 | ブラジル政府→当該国 ブラジル大使館 |
| (ホ) | 応募締切り | 11月16日 | 当該国政府→ブラジル政府 |
| (ヘ) | 受入回答 | 12月15日 | ブラジル政府→当該国政府 |
| (ト) | コース実施 | 1月15日 | カトリック大学 |

6-6 実施経費

6-6-1 実施経費の支出内容について

A. 渡航費

- (a) 航空切符の送付方法として日本側案では「研修員割当国の首都からポルトアレグレ市間の最短距離」となっているが、カトリック大学では、当該国の国土面積の広さ及び成人病研究の大きさの差（例えば、アルゼンチンでは、200年の歴史を持っているが、ブラジルはわずか6年しかない）等の理由から、割当国の研修員は必ずしもその国の首都から出発するとは限らず、国際空港がある地方から出てくる可能性もあるので、「研修員割当国の国際空港からポルトアレグレ空港までの最短距離」に変更の要望があったので、これは当方の研修員受入にかかる実施規制にも合致することなので、了承した。
- (b) ウルグァイなどブラジルの隣接国は、車で参加する可能性もあるのでそのガソリン代を支給してもらいたい旨の要望があった。当方としては航空賃の範囲内であれば、精算業務によりガソリン代を支給できる旨申し述べた。
- (c) 航空切符は2週間前に当該国の研修員に送付し、当地で充分手続きができるよう配慮願いたい旨申し出があったので、通常日本で研修員を受入れる場合、原則として2週間前に航空切符を送付しているので問題ない旨申し述べた。

B. 滞在費

- (a) 1日30ドルで研修員は生活できるかたずねたところ、カトリック大学の指定ホテルであれば生活できる旨の回答を得た。
- ちなみにカトリック大学で受入れている研修員は1カ月250USドルプラス、所属先補てんである。又、ブラジル政府で派遣する場合は1カ月400USドルプラス、カトリック大学負担 8,000 クルゼイロ（1USドル17.93クルゼイロ）であった。

(b) 滞在費の支払いについては、当方研修員に対して一括払いを提案したところカトリック大学では、研修員に滞在費を一括払いしてしまうと、病気など一身上の都合により研修期間の途中で帰国した場合その差額を徴収することができず、又他の研修員にも悪影響を及ぼすため、15日毎4回の分割払いの要望があったのでこれを解した。又支払い方法はカトリック大学とJICA事務所が立ち合いのもとに研修員に支払うこととなった。

C. 支度料

支度料の概念はカトリック大学では充分認識している。すなわちブラジル政府でも研修員の受入に際し、ホテル代の4日分を支度料として支払っており、ブラジル人を派遣する場合にも支払っている。従って本研修参加のための支度料の支払いは当然であり、65USドルもまた妥当であるとの見解であった。

D. 図書費

本研修を有効に活用するための参考図書は、医学という特殊事情（文献の大半がアメリカ等から輸入している）から相当高価な文献となるため今回は見合わせた。

E. 保険料

ブラジル国内での保険料に対する一般的概念は、長期労働者（1年以上勤務する者）を対象として、保険がかけられることとなっている。

本コースに参加予定の研修員の場合は、上記労働者には該当せず、加えて2ヶ月という短期間のため、敢えてこの種の保険に加入する必要がないというのが、カトリック大学での見解であった。これに対し当方としては、交通事故など万一の場合にそなえ、傷害による死亡、不具治療等の傷害保険（保険金額500万円、期間2ヶ月）には、加入しておいた方がベターではないかと指摘したところ、先方より日本側で対応可能ならば、お願いしたいとの回答があった。なお、疾病については、研修員の参加資格条件「健康である者」を義務付けてい

ること、受入先が成人病研究所のため健康管理が行き届いていること
保険料率が非常に高いことなどの理由により、疾病保険には加入しな
いこととなった。

F. 研修経費

カトリック大学より本件実施にかかる研修経費として、下記理由を
付して、それぞれの項目につき要求があった。

(a) 研修旅費

ポルトアルグレ市内にある6ヶ所の養老院視察経費

(b) テキスト作成費

ブラジル国内においては、成人病は新しい分野での医学である
ところから、ポルトガル語のテキストは、皆無に等しい。従って
本研修コースのカリキュラムにそったテキストの作成に必要な経費
である。

(c) 会議費

開閉講式、検定会に必要な経費である。

(d) 教育用資材費

実習のために必要な注射器、試験管、写真フィルムなどの消耗品
及び試薬類の経費である。

特に試薬品については、アメリカなどよりの輸入にたよっている
のが現状である。

6-6-2 実施経費の管理

我が国の技術協力の一環として、本研修を実施する以上、旅費、滞在
費、支度料、保険料は日本側が管理し、研修費については、カトリッ
ク大学の管理に委ねるが、1ヵ月以内にJICAブラジル海外事務
所に対し会計報告を行う必要があると説明したところ、カトリック大学
としては、過去同大学で受入れた外国人留学生に係る経費を全て同大学
で一括管理しており、この点からも管理能力上、及び組織上問題な
いとの理由から本研修実施にかかる経費の管理も一任してもらいたい旨
の要望があった。これに対し当方は、同大学にすべてを一任すること
は、資金協力的色彩が強くなり、我が国の第3国研修の本来の趣旨には
なじまないと強調し、同意を求めたところ、先方の理解を得るに至った。

7. 実施業務分担について

第3国研修実施にあたりブラジル政府、カトリック大学、日本政府(JICA本部)、ブラジル海外事務所、ポルトアレグレ支部夫々の業務分担は日本側当初案(別添○参照)とはほぼ同じであるが、特にポルトアレグレ支部の業務分担については法制上、実務上の問題点がある(下記Ⅳ項参照)、従ってこの問題点をふまえ次の要領により同支部の側面的な協力を得ることとなった。

(I) 会計処理関係

ブラジル海外事務所長の預金口座を開設し、同所長の委任にもとづき、滞在費、支度料、保険料、研修経費の支払業務に協力をする。

(II) 研修員生活管理

研修員の滞在期間中の生活管理面は主としてカトリック大学が行うが、カトリック大学の側面的協力を規定の範囲内において行うこととする。

Ⅳ) JAMICの実情と事務協力上の問題点

1 法制上の面

JAMICは、移住業務実施の団体として設立されていて有限会社であって、ブラジル国内法の適用を受けるブラジル私法人であるG-Gベースの業務を実施するためには定款を変更し登記する必要があるが(民法第18条単項)G-Gベースの業務追加は、政府の認可が必要となつてこよう。

営利法人(有限会社)がこの業務を実施することに問題があり、外国公法人の設立認可は更に困難視される。

2 実務上の面(特に金銭授受について)

(1) JICAから送金される資金(移住事業費)は、交付金、出賃金、貸付金とも全てリオ・デ・ジャネイロ支部(JAMIC本店、JEMIS本店)に入金しているが、外資登録し、公定レートで伯貨に交換している。

(2) JAMICは営利法人で課税対象となっており、資金管理は本店集中で決算等は、当国の財務当局への報告義務がある。

(3) JAMICポルトアレグレ支店が便宜的にG-Gベース関係の資金を受入れ支出することは、伯法人の経理処理上不可能であり、JICAが本店へ送金し、本店から資金を受入れることは可能である。

但し、(1)の法制上の面を検討する必要があり、更に証票等はJAMICが保存することとなる。

(4) ブラジリア海外事務所が公法人のステータスをもっているか不詳であるが、ステータスが確立していない場合、公館にて処理することとなる。

(5) 個人の預金口座開設に際し、外交・公用査証以外の者は、C.P.F Noが必要であり、所得税の問題から入金額によりその証明が必要となるばかりか、本件のような支出は、一般人の必要経費とは認められなく、累進率による課税対象所得と看做される。

(6) G-G ベースで承認された本件（第3国研修）の実施経費が免税特権の範囲の中に含まれているか不明であるが、受領者側、支払者側には一般的に次の義務がある。

ア. 所得税法第35条

c 項 旅費及び滞在費として受領した金額は、総収入に算入され所得税申告の対象となる。（大統領令第5844号第10条1項）

e 項 ブラジル国民がブラジル国内における活動により、外国政府から受領した収入も対象となる。（法第3470号第82条1項）

1. 源泉徴収及び支払証明

支払者は謝金について支払額の8%を源泉徴収し、また支払額の8%相当額を社会補償基金掛金（INAPS）として支払者負担で納入する義務がある。

なお、支払証明を受給者の求めに依り発給する必要がでてくる。

(7) 入国査証問題

ア. 観光ビザ及び隣接国から旅券なく身分証明書で入国する者は、国内で有償的活動が禁止されており（外国人法第144条）謝金の支払は出来ない。

1. 業務渡航等一時滞在査証で入国した者の所得税は、所得の25%を源泉徴収する必要がある。なお、社会補償基金掛金の事業主負担分は別に8%が必要である。

(8) その他

- ア. 経費支出に当り、謝金、滞在費、支度金等の基準単価。
- イ. 領収証等の用紙、様式、及び宛先（JICA ……？）2の(6)のイに関連する。源泉徴収分の納入には、C.P.F.又はC.G.S.Noがないと不可。
- ウ. 航空機運賃等は外国人へはWireisse不可能。（除く、外国に住むブラジル人、永住権取得者）
従って、航空券、旅行保険は出発国にて行うことが良い。
- エ. 入国査証（Temporarioの場合）により外国人登録が必要と同時に出国査証取り付けも必要。
従って、研修開始時期、終期に余裕をもたすことが良い。
- オ. 海外事務所長名の預金口座の開設と委任状作成の時期。

8. 実施調査後の経緯

8月18日付ブラジル大使宛公電第750号にて、その後の本件実施要領案にかかるブラジル政府の進捗状況につき問い合わせたところ、9月15日付大臣宛公電第894号にてカトリック大学より提供された実施計画案の一般条件および経費負担等について、日伯双方、責任分野があまりにも明確に区分されており、これではブラジル側が主体性を有する第3国研修プロジェクトとは認めがたいとの意見がブラジル外務省内部にある旨回答越した。

その後、9月21日付ブラジル大使発大臣宛公電第905号にてカトリック大学は、研修員に対する旅費、滞在費などの支給をJICA（日本政府）が直接行うような形態になっていることが問題であり、この点を日本政府の協力によりブラジル側が支給するという記述に改めて、実施要領案を企画庁に再提出するよう外務省より指示を受けた旨通報越した。これを受けて、29日一時帰国したJICAブラジリア海外事務所長より調査チーム帰国後の第3国研修に対するブラジル側の対処振りにつき説明を求めるとともに、今後の善後策を協議した結果、ブラジル側は、本件協力を資金協力の一環として考えている可能性が強いことが判明したので、ブラジル側より修正実施要領案が接する前に、わが方の本件に対する基本的考え方を含めた案をカウンタープランとして先方に確認のため提出した方が、betterとの結論に至った。

そこで、10月12日付ブラジル宛公電第873号にて、わが方のカウンタープランを提示するとともに、本件協力を先方が資金協力的なとらえ方をしている場合（即ち、わが方の第3国研修実施の為の予算をブラジル側に全額供与し、実施運営を一任するという形式）には、わが国の第3国研修の基本的考え方に合致しないので、本件協力は、実施困難である旨通報越した。これに対し大臣宛公電第1024号にてブラジル側としては、外務省内で局長をも交えPUCとも連絡の上本件検討を行ったが、わが方からカウンタープランの形式で、実施することはブラジル国の今後の技術協力の進め方との関係で受入れ難いとの意見が強く、本件実施困難との結論に達した。また、日本側を種々煩わせたがブラジル外務省の明確なガイドラインを早い時期に日本側ミッションに示せなかったことを申し訳なく思っている旨、正式に回答越した。

9. 実施調査後の提言

ブラジル国における第3国研修が、前記次第により結果的に実施不可能となったことは、直接交渉にあたった本調査団としては誠に遺憾であるが、今後第3国研修を実施するにあたって留意すべき問題を以下に列挙し、今後の一層の調整を望む。

- (1) 候補国選定、調査団の派遣、第3国研修の実施の3点を同一年度に行うことは、時間的にも物理的にも困難と思われる。今後、かかる調査団の派遣にあたっては、可能な限り前広に、なるべくならば次年度の実施予定国の調査を、その前年度内に完了できうるシステムを確立すべく努力する必要がある。
- (2) 第3国研修の実施にかかる主体性の問題が本調査団帰国後、伯外務省内でクローズアップされたが、これはとりもなおさず、伯外務省の責任者の一人である技術協力課長の交替によることが要因の1つになっている事は、その後の経緯で充分説明したところである。
については、今後第3国研修の調査団派遣にあたっては、責任者が交替しても本研修計画を円滑に運営され得るよう相手国政府と日本側調査チームによりメモランダムを取り交わす等の方策を講ずる必要があると思われる。
- (3) 現状の第3国研修の実施方式では、実施国での主体性を強調している反面、日本側負担の経費に係る事務手続は、すべて日本側によって管理されることとなっており、この点が先方政府との協議においてしばしば指摘された大きな問題の一つであるが、これに対し明確な説明をすることは、論理的に困難である。他方アメリカ西ドイツ等他の先進国が実施している第3国研修はfellowshipの形態で実施されているものが多く今後の第3国研修の実施にあたっては、fellowshipの供与的発想を若干なりとも導入する必要があると思われる。
- (4) 今後の第3国研修の候補国選定にあたっては、実現可能性があると思われる国々に対して外交ルートを通じて要望調査なるものを実現し、事前に充分検討する必要があると思われる。

10. アルゼンチン政府との会談内容

10-1 行政機構

アルゼンチンの行政機構としては、経済省、社会福祉省、外務省、文部省、国防省、労働省、商工省の7省よりなっており、今回のブラジルにおける第3国研修にかかる手続面での関係省庁は、社会福祉省の下部機構である公衆衛生庁と経済省の下部機構である企画庁及び外務省の3省庁である。

10-2 第3国研修について

10-2-1 第3国研修の実務

ブラジルのカトリック大学において実施する第3国研修参加者の人選については一般公募はせず、公衆衛生庁が国立の大学又は病院を対象に派遣選考基準をもうけて厳選にして公平に選考するとの事であった。同庁ではブラジル政府より、アルゼンチンの外務省企画庁を通じてインフォメーションがとどいてから60日以内に入選することは可能であり、又本研修の参加者は中央すなわちブエノスアイレス市内より有能な人を選考する旨確約を得た。

ブラジルのカトリック大学で懸念しておいた成人病医学のアルゼンチンとブラジルの伝統の差による人選問題については旨の垣覗きに終わった。

10-2-2 第3国研修の実態

アルゼンチンにおける第3国研修は西ドイツのScholarshipを得てアルゼンチン国立大学医学部において毎年6-7人をペルーなどラテンアメリカ諸国より招へいして、過去数回実施しているとのことであった。

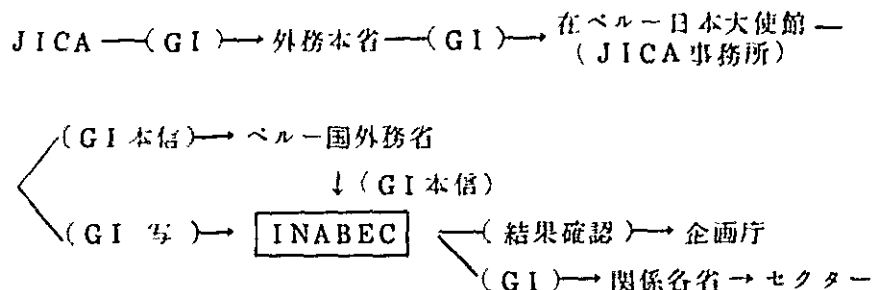
10-2-3 第3国研修の要望

今回のブラジルでの第3国研修と同様な形態で、アルゼンチンにも実施してもらいたいとの強い要求があった。総体的に日本の研修を高く評価しており第3国研修に対するcapabilityは高いと考える。しかし、その裏には医療機材などの協力の期待が存在しているものと推測される。

11. ベル政府との会談内容

研修員派遣の窓口機関である INABEC（文部省＝海外研修教育調整機関）を訪問し、Dr. Ruben Dario Gomez Daralta 課長と面談した。同課長は研修員の派遣について次のとおり意欲的な考えを披瀝してくれた。

11-1 研修員の手続について（GI 送付から受領まで）



11-2 研修員の募集について

研修員の募集については昨年までは関係各省に依存しており大変時間がかかり非能率的であったが、今年からは新聞や官報あるいは INABEC 自身の週報による公募方法を採用することになったため、

- (1) 時間が大巾に短縮となったこと。
- (2) 研修を望んでいる人達に定まったルートで広く伝わるようになったこと。
- (3) 研修員の選考にあたっては諸外国からの要望に合致しうるような資格要件を充たした研修員を選取することができるようになったこと。

などの効果がでてきている。については今後も改善すべきところはどしどし改善し、公募活動に積極的に取り組みたい。ちなみにこれまでの応募状況でその関心の度合いが高かったのは教育関係の研修である。今後はベルー国の経済政策の重点事項である農業、水産、鉱山、工業各分野にも関心が高まってこようとの事であった。また、これら分野の研修員派遣にかかる日本政府の協力も話題にのぼった。

なお 1978 年 6 月 8 日付 EL PFRUANO 紙に掲載された 1 部インフォメーションをここに参考までに紹介する。

EL PERUANO — Lima, Jueves 8 de Junio de 1978

ADMINISTRACION DE EMPRESAS ELECTRICAS
E. Auspiciadora: GOBIERNO DE JAPON

Lugar: JICA, Tokio, Japón.

Idioma: Inglés

F. de Inicio: 15 de octubre de 1978

Duración: 2 meses

Condición: Integral

Requisitos: Estar trabajando en planificación en una empresa de energía eléctrica o ser gerentes en una estación de energía eléctrica con más de 5 años de experiencia; no ser mayor de 50 años; buen conocimiento del idioma inglés.

Fecha Límite INABEC: 5 de Julio de 1978

13° SEMINARIO SOBRE TURISMO

E. Auspiciadora: GOBIERNO DEL JAPON

Lugar: JICA, Tokio, Japon.

Duración: 2 meses.

Idioma: Inglés

Condición: Integral

Requisitos: Graduado universitario o equivalente en experiencia práctica de más de 3 años; que se encuentre trabajando en la actualidad en una administración de turismo; menor de 40 años; buen conocimiento del idioma.

Programa: El propósito de este seminario es introducir a los participantes en varios aspectos concernientes al desarrollo y promoción de turismo internacional; así como también de las actividades de las industrias turísticas; a través de conferencias, discusiones y visitas de observación.

Fecha Límite INABEC: 5 de julio de 1978.

SEMINARIO SOBRE PROMOCION DE COMERCIO

E. Auspiciadora: GOBIERNO DEL JAPON

Lugar: JICA, Tokio, Japón.

Idioma: Inglés

Fecha de Inicio: 20 de setiembre de 1978

Duración: 10 semanas

Condición: Integral

Requisitos: Graduado universitario con conocimientos académicos en economía o experiencia y conocimiento relacionado con la planificación y políticas comerciales internacionales. Estar trabajando en una organización estatal o paraestatal con experiencia práctica de cinco años en oficinas relacionadas con la administración o el comercio internacional; no ser mayor de 45 años; buen conocimiento del idioma inglés.

Programa: El propósito del seminario es introducir conocimientos y técnicas recientes en comercio internacional, preferente a través de la Comercialización y Economía Japonesa; así mismo se desarrollará de la siguiente manera: conferencias, discusiones, visitas de observación en cooperación con institutos públicos; empresas privadas y otras organizaciones.

Fecha Límite INABEC: 1° de julio de 1978.

11-3 出国手続

研修員が入選決定から出国までには、20日から1カ月かかる。特に免税手続（公務以外民間ベースの派遣の場合航空賃の40%、滞在費は滞在日数に応じて数%が税金として徴収される。従って公務以外で外国に行くには相当裕大な人達にかぎられる）や派遣に必要な書類は大統領の承認が必要となるがこの大統領のサインに通常7～14日かかる。大統領不在の場合さらにその承認に日数がかかることが予想される。従って日本政府よりの受人回答は少なくとも研修員出発の20日前、できうれば1カ月前にはほしいとの事であった。

11-4 第3国研修について

日本の協力によるフランス、カトリック大学での第3国研修については、ブラジルより日本で実施する研修の方が設備が完備しており、技術的なレベルも高く様々な新しい知見が加わる等のメリットが多々あるため一般的には、日本での研修がベターと思われるが、しかし、南米独得の物の考え方や言葉の点など共通しており、航空賃のコストが低くなるため、より多くの人に研修の機会を与えられることなどの利点を考慮すれば、ブラジルでの研修も有意義であるとして原則的には理解を示してくれた。

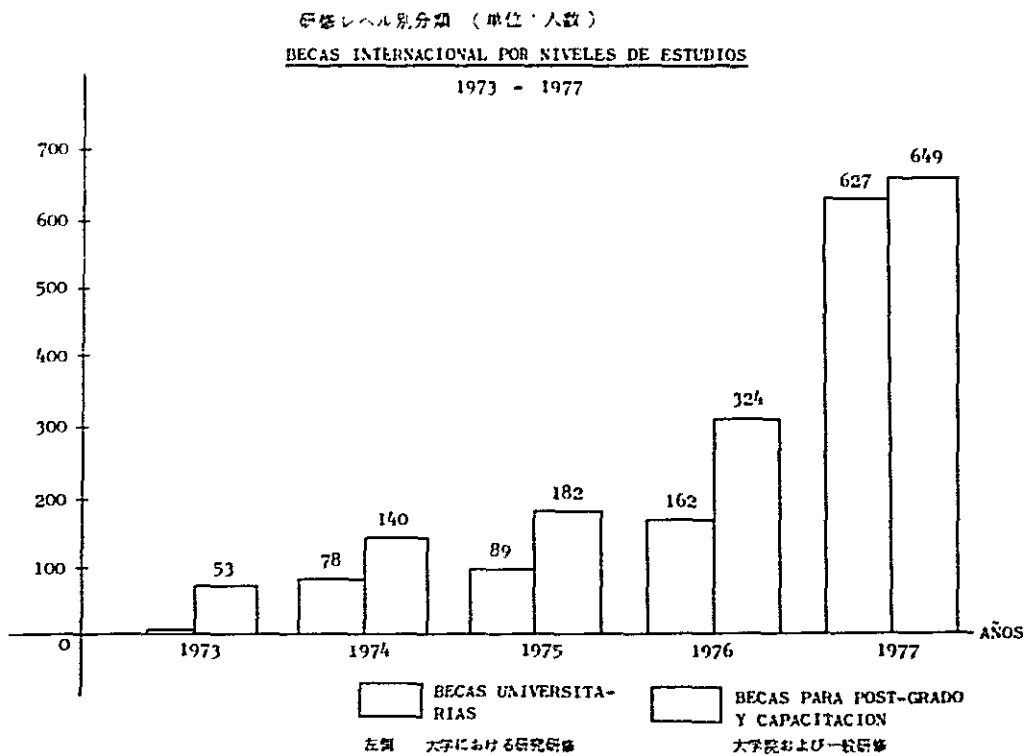
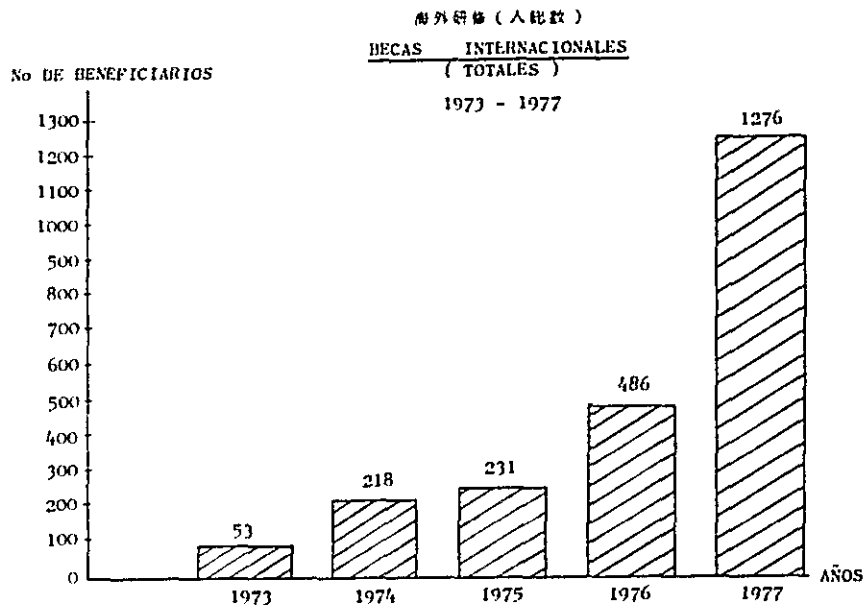
ペルーは、これまで2国間協力のみで第3国研修の実績はないが53年5月に西ドイツより第3国研修のための協議ミッションが来た。やはり西ドイツでも英語ではなく母国語で研修を実施しているため独語研修に研修期間の7割を費やされ、本来の技術研修は3割というのが実情であり「2階から目薬」のごとく本来の技術研修が充分達成されないとの事が背景としてあった。おそらくこの種の第3国研修が西ドイツによって近い将来実現されるものと推量される。

11-5 ペルーでの海外研修実績について

INABECが設立されて満5年を経過し、今年で6年目になる。その実績は次のとおりである。1977年ノ連など共産国の研修が特筆される。

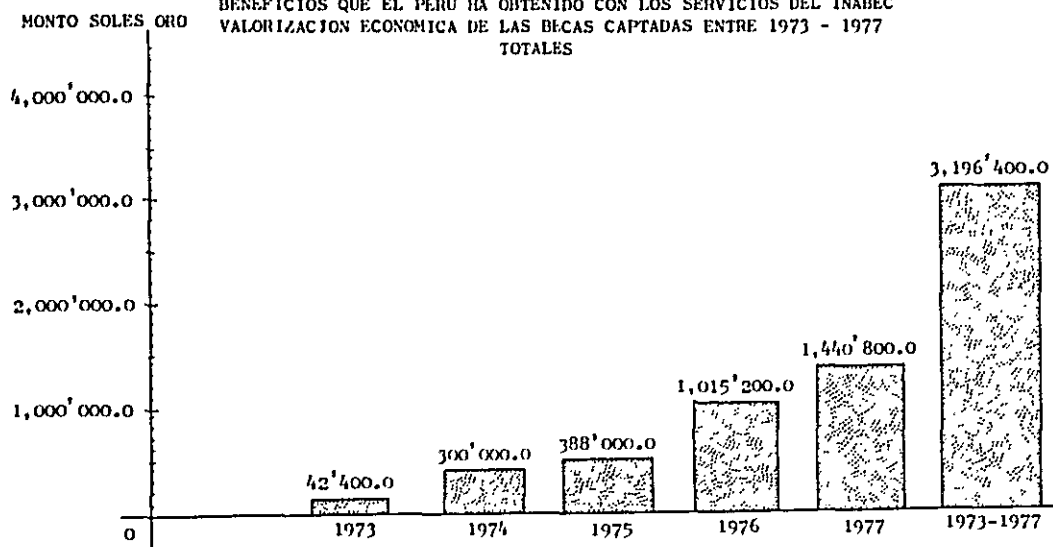
1978年は前述の官報など公募活動があるため、さらにその数は増加する

はずである。又、Dr. Gomez 課長は日本の戦後の奇跡的ともいえる経済発展は、教育の力と行き届いた情報収集と資料整理が原点となっている。その日本人の能力を INABEC に持ちこんでもらいたい。INABEC としてもじっくりこの問題に取り組みたい。さしあたって帰国研修員の動向調査や情報処理交換を充実させるためコンピューターの導入を計りたい。文部省より INABEC に出されている予算はわずかなため、日本政府より補助金を出してもらいたい旨の要望があった。足もとから鳥がたつかのごとく突然の要望であったが、技術協力にはなじまないとの判断からお断りしておいた。しかし同課長の積極的な姿勢には深い感銘を受けた。



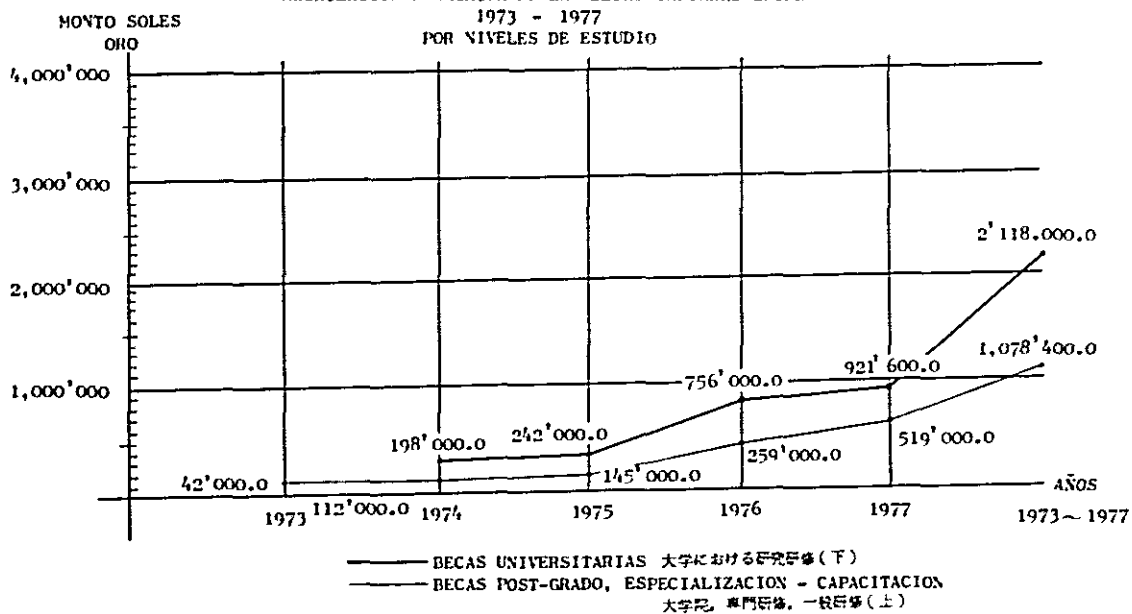
研修経費総額

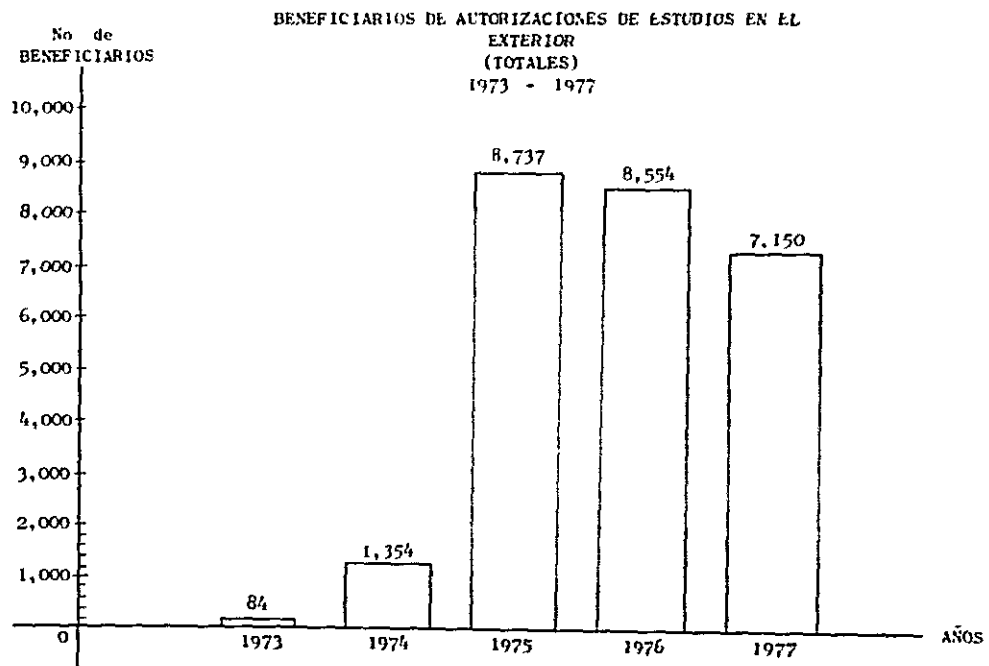
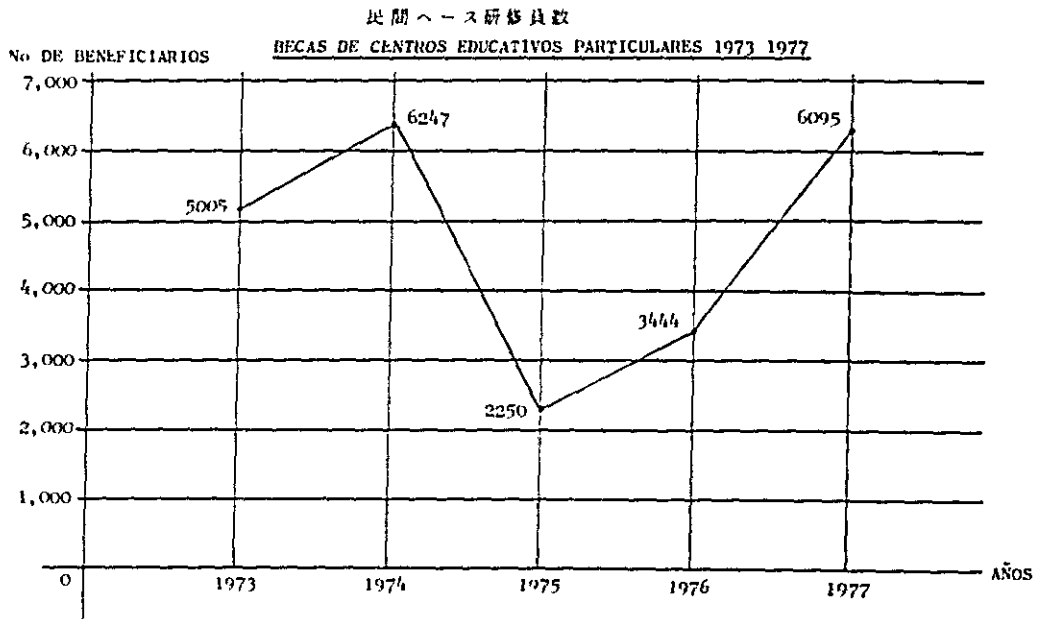
BENEFICIOS QUE EL PERU HA OBTENIDO CON LOS SERVICIOS DEL INABEC
VALORIZACION ECONOMICA DE LAS BECAS CAPTADAS ENTRE 1973 - 1977
TOTALES



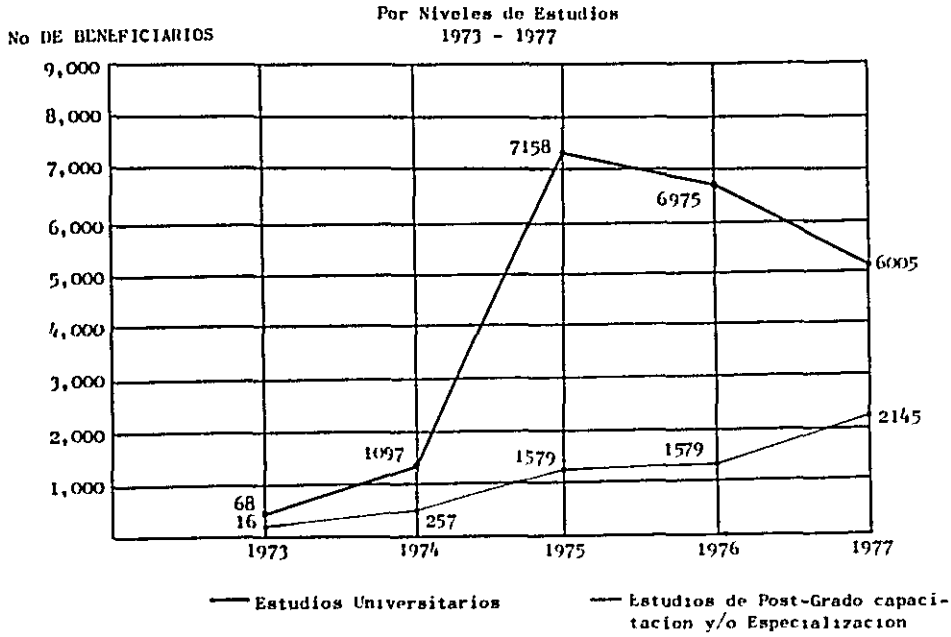
研修経費分類

BENEFICIOS QUE EL PERU HA OBTENIDO CON LOS SERVICIOS DEL INABEC
VALORIZACION ECONOMICA DE LAS BECAS CAPTADAS ENTRE 1973 - 1977
POR NIVELES DE ESTUDIO



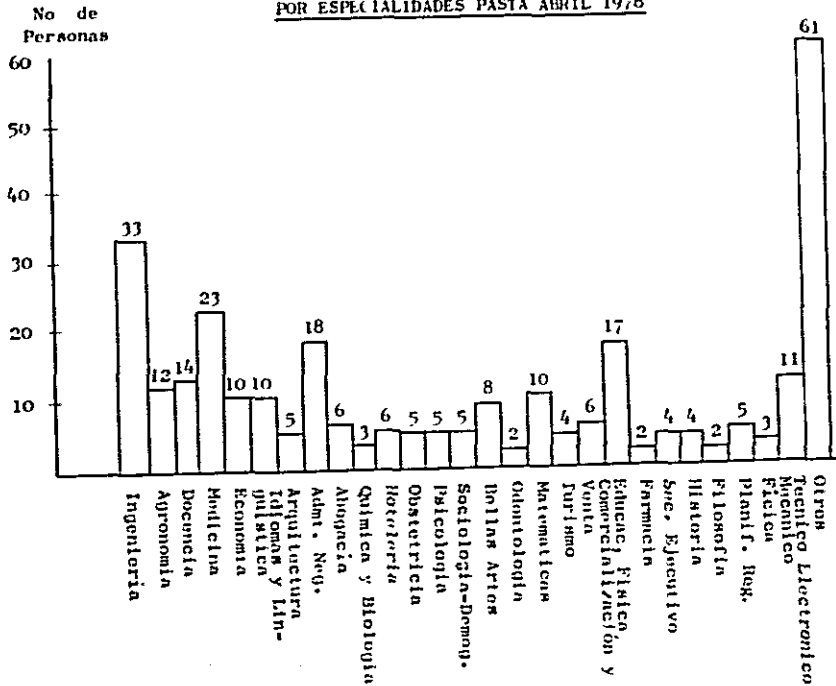


BENEFICIARIOS DE AUTORIZACIONES DE ESTUDIOS EN EL EXTERIOR



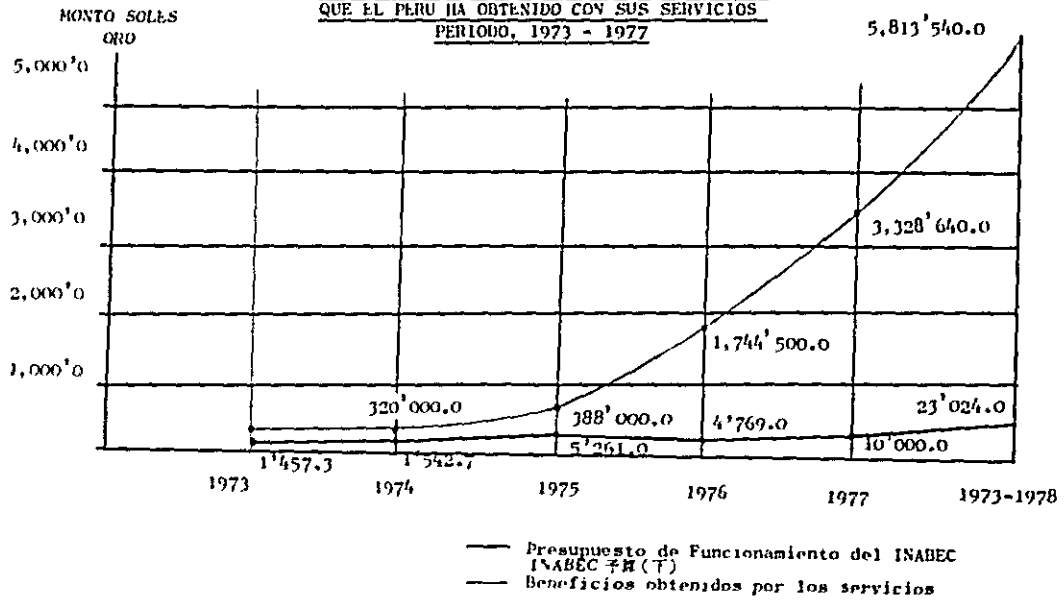
帰国研修員のフォローアップ調査結果 (分野別)

RECUPERACION DE PERSONAL CALIFICADO - PFCORNO DE PROFESIONALES Y TECNICOS
POR ESPECIALIDADES PASTA ABRIL 1978

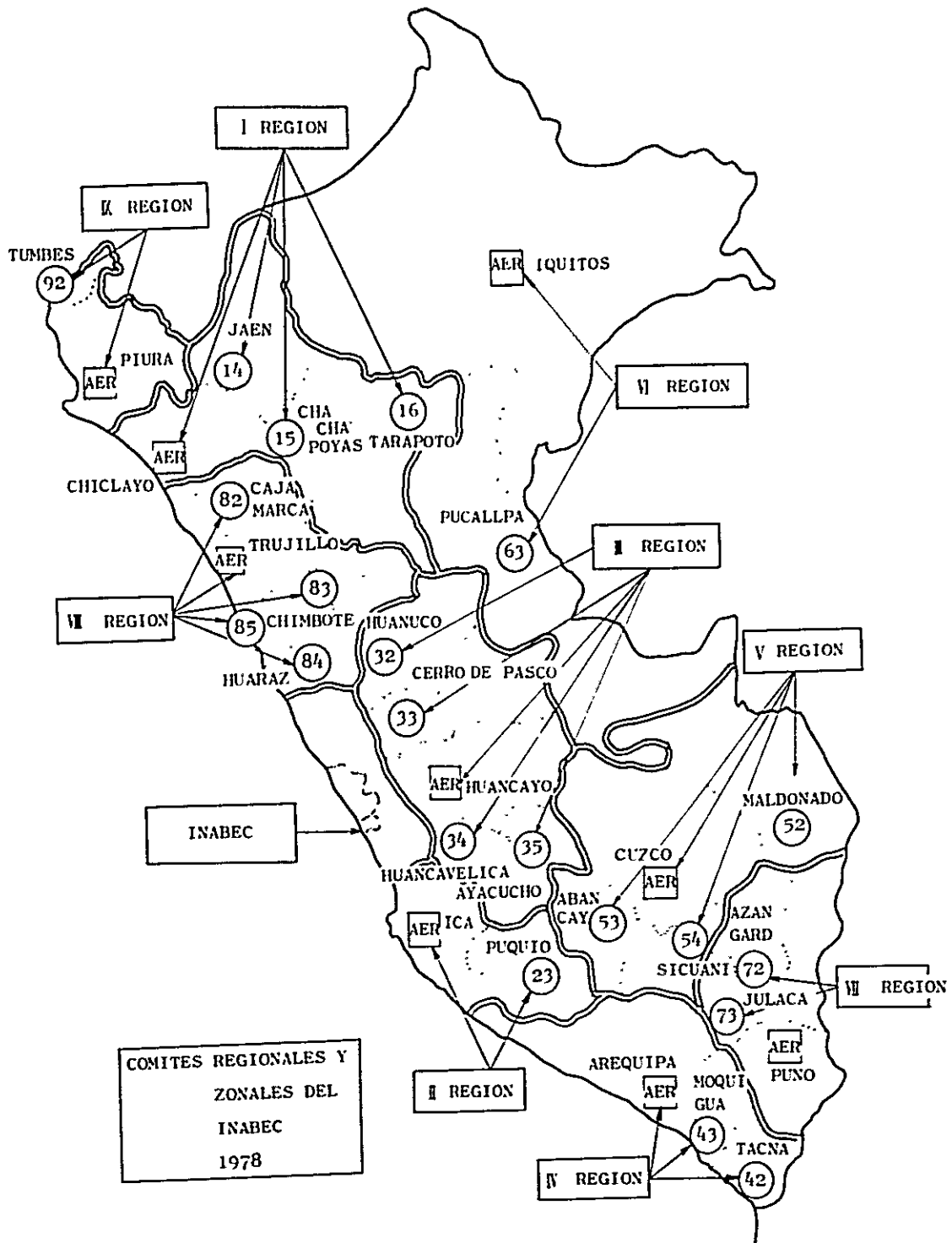


INABEC 予算 (運営) と研修援助費の延び比較

CUADRO COMPARATIVO ENTRE EL PRESUPUESTO DE
FUNCIONAMIENTO DEL INABEC Y LOS BENEFICIOS
QUE EL PERU HA OBTENIDO CON SUS SERVICIOS
PERIODO, 1973 - 1977



INABEC



12. 別 添 資 料

1 2. - 1 第 3 国研修にかかる実施計画日本側（案）

No	項 目	内 容
1.	研 修 目 的	成人病研究の理論及び実務の全般的知識と技術の取得
2.	研 修 科 目	循環器部門（脳動脈分野を含む）
3.	研 修 実 施 機 関	カトリック大学成人病研究所
4.	参 加 資 格	(1) 当該国政府の推せんにより所定の手続を経て応募した者 (2) 医療分野で大学を卒業した者又は同等の能力のある者 (3) 当該分野の実務経験が1年以上ある者 (4) 40才以下の者 (5) 健康である者
5.	研 修 カ リ キ ュ ラ ム	
6.	使 用 言 語	ポルトガル語
7.	定 員	6 名
8.	研 修 員 割 当 国 及 び 割 当 人 数	アルゼンチン、ボリビア、チリ、パラグアイ、ウルグアイ、ペルー 各国1名 合計6名
9.	研 修 時 期 と 期 間	1979年3月中旬より2ヶ月間
10.	実 施 経 費	[A] 研修実施に必要な経費は次の区分によって日本国政府及びブラジル国政府が負担する (1) 渡航費：研修員割当国の首都とポルトアレグレ市間の最短距離のエコノミークラス ⊕ ()内の数字は、割当国の首都→ポルトアレグレ→ブラジリア→割当国の首都のエコノミークラス航空賃 (i) アルゼンチン (首都 ブエノスアイレス) 往復 往復 158.10ドル(418.30ドル) (ii) ボリビア (ラパス) 478.70 (666.50)

10. 実施経費

(イ) チリ	(サンチャゴ)
284.40	(544.60)
(ロ) パラグアイ	(アスンシオン)
324.30	(490.20)
(ハ) ウルグアイ	(モンテビデオ)
132.40	(392.60)
(ニ) ベルー	(リマ)
544.20	(761.10)
計	1,922.10ドル (3,273.30)ドル

(2) 滞在費：研修員がポルトアレグレに到着した日から帰国するまで

$$30 \text{ドル} \times 6 \text{人} \times 63 \text{日} = 11,340 \text{ドル}$$

(3) 支度料：研修員がポルトアレグレに到着時一括払い

$$65 \text{ドル} \times 6 \text{人} = 390 \text{ドル}$$

(4) 書籍費：研修員がポルトアレグレに到着時一括払い

$$20 \text{ドル} \times 6 \text{人} = 120 \text{ドル}$$

(5) 保険料：研修員の研修期間中に付保する傷害保険

$$30 \text{ドル} \times 6 \text{人} = 180 \text{ドル}$$

(6) 研修経費：研修員旅費、教材費、資材費、会議費を成人病研究所に一括払い

$$10,987.90 \text{ドル} (9,636.70 \text{ドル})$$

[B] ブラジル国が負担する経費

上記6項目にかかげる経費以外で研修に必要とする経費は全てブラジル政府が負担するものとする

11. 帰国研修員 成人病研究所より来日した帰国研修員は8名
(別紙リストのとおり)
12. 専門家派遣 原則としてブラジル側スタッフで実施
13. 資材費 原則としてブラジル側で実施

ポルト・アレグレ、カトリック大学成人病研究所相泊研修員リスト (1971 ~ 1978)

NO.	NAME	FIELD	POST	DURATION IN JAPAN	TRAINING SUBJECT
1.	Mr. Noy Natio Brazil de Amaral	消化器	Radiologist, Institute of Geriatrics of Catholic University of Rio Grande do Sul (1978年1月辞職 現在ロス・アソルス、ク)	'74.3.27. - '75.3.26.	X-Ray Diagnosis
2.	Mr. Raul Ritter Dos Santos	"	Professor Gastroenterology, "	'74.3.27. - '74.6.26.	Endoscopy
3.	Mr. Luiz P. Barcellos	消化器	Assistant Professor, "	'75.2.25. - '75.6.28.	Adult Diseases
4.	Mr. Carlos Hiroshi Nitta	循環器	"	'75.3.25. - '75.9.24.	"
5.	Mr. Renato de Oliveira Santos	消化器	Resident, "	'76.2.15. - '77.2.14.	Geriatrics
6.	Mr. Evaldo C. do Nascimento	循環器	"	'76.2.15. - '76.5.16.	"
7.	Mr. Antonio C. Araújo de Souza	"	Medical Doctor, "	'77.3.27. - '78.9.26.	"
8.	Miss Angela Roman Olib	"	"	'77.7.7. - '78.7.8.	"
9.	Mr. Jose Luis Cancelas	循環器	"	'78.8.3. - '79.8.3.	Circulatory Organ 研修中

12-1-1 業務分担

1. JICAの業務

- (1) 実施計画の作成および収入支出予算書等の作成業務
- (2) 支出予算実施経費の示達業務
- (3) 事業実施報告書及び支出予算精算業務

2. ブラジリア海外事務所の業務

- (1) GI作成業務の助言及び協力
- (2) GI送付についての実施、確認及び連絡
- (3) 応募状況についての情報入手及び報告
- (4) 応募審査の助言及び協力
- (5) 受入回答結果の連絡
- (6) 受入確認結果の連絡
- (7) エバリュエーションへの参画および連絡
- (8) 実施後の報告書の取りまとめ
- (9) 実施経費に関する業務
 - (イ) 経費の示達申請
 - (ロ) 航空券の発行に必要な手続
 - (ハ) 傷害保険の付保業務
 - (ニ) 本部への受払報告

3. ポルトアレグレ支部の業務

- (1) 研修員に対する滞在費、支度料、書籍費の支払い業務
- (2) ポルトアレグレ、カトリック大学成人病研究所に対する研修経費の支払業務
- (3) 研修員受入中の業務としての側面的協力
- (4) 上述(1)及び(2)項のブラジリア海外事務所に対する受払い報告

4. ブラジル政府の業務

- (1) GI作成業務
- (2) 割当6ヶ国に対するGIの送付業務
- (3) 割当6ヶ国よりの応募状況のチェック及び日本側の連絡（写送付をもって）
- (4) 割当6ヶ国よりの応募者の審査業務
- (5) 割当6ヶ国に対する受入回答業務及び大使館、事務所への連絡
- (6) 成人病研究所よりの受入確認及び大使館、事務所への連絡
- (7) エバリュエーション業務
- (8) その他
 - (イ) ブラジル政府が負担する経費の予算計上
 - (ロ) " 経費の支払い

5. カトリック大学成人病研究所の業務

- (1) ブラジル政府への受入確認の報告
- (2) エバリュエーションの実施及び報告
- (3) 実施後の報告書の作成

12-2 第3国研修実施要領案

成人病専門コースの計画

成人病研究所

成人病研修ラテン・アメリカセンター

リオ・グランデ・ド・スール、カトリック大学教皇は1970年に成人病予防医学及び成人病疾患の分野における教育と研究のため成人病研究所を創設した。

この成人病研究所は日本政府の多大な協力、特にその機能を良くするために臨床及び外科用機材の贈与がなされたことを高く評価されている。

技術的、科学的機械の他、日本政府は上記機械を稼働させるための専門家の医師や技師を派遣してくれ、又更に日本政府は成人病研究所の教職につく人達を日本の主要な大学によんで研修させてくれた。

このようなわけで成人病研究所は技術面においても、教職面においても十分に準備されたスタッフを持っている。

大学は、この高い技術を持った研究所をとおして、森口研究所長の提案により、1977年ラテン・アメリカ成人病研修センターを創設することに決定した。

成人病研修センターは、ラテン・アメリカにおいて成人病科学及び技術を普及させることを目的とする。

このような目的を達成するために、日本政府は内科において少なくとも3年間の研修課程を終了し、将来成人病学の教職をめざす医師の専門コース研修を目的とする計画の実行のための経費援助を提供する。

この計画は連邦教育審議会（1977年14号の決議に基づく）制度に基づく、専門コースの形式で森口所長の指導により実施される。

成人病専門コース

1. 目的：

成人病分野における教育と技術の向上を目的としている。

2. 割 当 国：

アルゼンチン、ボリビア、チリ、パラグアイ、ウルグアイ、ヴェ
ネズエラ、ブラジル

3. 定 員：

定員数 12人 それは下記のように分けられる。

外国人 6人 (日本政府が経費を負担する者)

ブラジル人 6人

4. 選考基準：

応募者は次の条件をみたすものの中から成人病研究所の指導にお
いて選考される。

1) 内科において少なくとも3年以上の経験をもつ医師

2) 肉体的、精神的に完全な健康を有する者

5. 募集計画の方法：

外国に対しては、ブラジル外務省が在外公館を通して行われる。

ブラジル国内に対しては、カトリック大学成人病研究所及び大学
総長職によって行われる。

6. 実施期間：

1979年1月15日より、1979年3月15日までの2ヶ月間、
実施される時間は360時間。

7. 応募締切日及び受入回答日：

応募締切日 1978年11月16日

受入回答日 " 12月15日

8. 教授陣： 10名

Prof. Dr. Yukio Moriguchi	(研究所)
" " Jose' Andraus Chaieb	呼吸器科
" " Manoel Antonio Albuquerque	精神病
" " Aloisio Achutti	心臓病
" " João Satt	整形外科
" " Arhon Hutz	内視鏡
" " Luiz Carlos Assis Brasil	放射線(研究所)
" " Raul Ritter dos Santos	胃腸科(")

9. カリキュラム：

課 目	時間数
一般成人病	60
長寿の科学	30
臨床成人病 I	60
" II	60
" III	60
" IV	60
" V	30

10. 言 語：

授業は、ポルトガル語で行われる。

11. 一般条件：

- 1) カトリック大学は、この計画を研修員として選考された外国人からいかなる費用（手数料とか授業料）をとることなく、この計画を実施することを約束する。
- 2) 日本政府は成人病専門コースに係るUS \$ 25,000をJICA事務所に送金し、その内US \$ 8,251は、大学に対して研修経費の名目で渡される。この経費は、カトリック大学によって管理され、研修終了後1ヶ月以内にJICAに対して会計報告がなされる。
滞在費、旅費、保険に係る残りのUS \$ 16,749はJICAによって管理される。JICAは、コースの開始時期までに、カトリック大学によって選考された医師達がポルトアレグレに到着出来るよう充分なる期間をもって、使用出来るように手配することを約束する。
同人の到着時にJICAは支度金（US \$ 65）、滞在費の $\frac{1}{4}$ （US \$ 450）を支払う。又、滞在費の $\frac{3}{4}$ は15日ごとに支払うことを約束する。最後に保険の契約が被保険者である医師達に用意される。
- 3) カトリック大学は応募者の選考の全責任を負う。
- 4) 大学は、その規則および倫理的原則を犯す研修員に対しては、研修を中止させる権利を留保する。
- 5) このような場合、大学はその事実をポルトアレグレ総領事館を通して日本政府に即座に通報する。

6) ドルによって計算されている金額は、全てクルセイロによって精算される。

ラテン・アメリカ成人病研修センター

成人病専門コース

カトリック大学経費分担分

1. 人件費

管 理 指 導 員	30.000,00	クルゼイロ	
教 師	180.000,00	"	
助 手 (4 人)	40.000,00	"	
秘 書 ・ 事 務 員	37.500,00	"	
研究のための用務員(2人)	20.000,00	"	
小 計	307.500,00	クルゼイロ	16.702 USドル

2. 消耗品

材 料 費	25.000,00	クルゼイロ	
小 計	25.000,00	クルゼイロ	6.246 USドル

3. 教材費

図 書 費	40.000,00	クルゼイロ	
スライド・プリント・ デモンストレーション用の教材	75.000,00	"	
小 計	115.000,00	クルゼイロ	2.335 USドル

4. 奨学資金(注 残り3名ブラジル人は、教育文化省高等教育用員補習
委員会の負担とする)

ブラジル人3名分	42.000,00	クルゼイロ	
小 計	42.000,00	クルゼイロ	2.281 USドル

5. 維持費

センター維持費	43.000,00	クルゼイロ	
小 計	43.000,00	クルゼイロ	2.335 USドル

合 計	532.500,00	クルゼイロ	28.921 USドル
-----	------------	-------	-------------

ラテン・アメリカ成人病研修センター

成人病専門コース

日本政府援助分

1. 滞在費

研修員6名分 (1ヶ月900ドル)	10,800 USドル	198,000,00クルゼイロ
支度料(1人65USドル)	390 USドル	7,200,00クルゼイロ
小計	11,190 USドル	205,200,00クルゼイロ

2. 旅費

6名の航空賃(往復)	2,620 USドル	48,234,00クルゼイロ
小計	2,620 USドル	48,234,00クルゼイロ

3. 保険(傷害による死亡、不具者、入院に係る治療費)

2ヶ月間の6人分の保険料	2,939 USドル	54,000,00クルゼイロ
小計	2,939 USドル	54,000,00クルゼイロ

4. 研修経費

研修に係る支出	8,251 USドル	151,900,00クルゼイロ
小計	8,251 USドル	151,900,00クルゼイロ
合計	25,000 USドル	460,250,00クルゼイロ

(4.の内訳) 研修経費

研修旅費	8,612,00クルゼイロ
テキスト作成費	18,000,00 #
会議費	8,000,00 #
X線フィルム	72,000,00 #
試薬	45,288,00 #
小計	151,900,00クルゼイロ 8,251 USドル

The Third Country Training Programme

The third country training programme is a new type of technical training with various advantages, and the Government of Japan makes an effort to expand and improve this type of technical training.

The third country training programme was initiated in the belief that if suitable training institutes are operated with Japan's cooperation in any developing country, it is both desirable and effective to provide training in such a country for participants invited from neighbouring countries with similar natural, cultural and social conditions. Under this programme, Japan conducts training courses in collaboration with the host country, providing the participants with travelling expenses, living expenses, and other expenses necessary for training. The Government of Japan wishes that this programme will promote mutual understanding and friendship in the region and contribute to the further development in the socio-economic field not only in participating countries but also in the host country.

Third Country Training Programme

at

Institute of Geriatrics of Catholic University of Rio Grande do Sul

1. Purpose

The purpose of this training is to introduce participants the comprehensive knowledge and technology on theoretical and practical aspects of geriatrics.

2. Subject

Circulatory organ including the cerebral artery

3. Facilities and Institutions

Institute of Geriatrics of Catholic University of Rio Grande do Sul

4. Qualifications of Applicants

Applicants are to:

- (1) be nominated by their government in accordance with the prescribed procedures,
- (2) be university graduates or those who possesses equivalent technical qualifications in this field,
- (3) have practical experience of more than one year,
- (4) be under 40 years of age,
- (5) be healthy enough to undergo the course of training.

5. Programme

The programme of the course is as attached in the Appendix.

6. Language

The course will be conducted in Portuguese.

7. Number of Participants

Six (6) persons

8. Participating Countries

One participant will be received from each of the following countries.

Argentine, Bolivia, Chili, Paraguay, Uruguay and Peru.

9. Duration

From the middle of March, 1979 to the middle of May, 1979.

10. Allowances and Expenses

The Governments of Japan and PUC will bear all the necessary expenses for conducting this programme.

A. Allowances and expenses to be borne by the Government of Japan in accordance with JICA rules and regulations.

(1) Round trip economy-class air-ticket between the international airports designated by JICA and Porto Alegre

(i) Argentine: Buenos Aires	-	\$158.10	(\$418.30)
(ii) Bolivia: La Pas	-	\$478.70	(\$666.50)
(iii) Chili: Santiago	-	\$284.40	(\$544.60)
(iv) Paraguay: Asuncion	-	\$324.30	(\$490.20)
(v) Uruguay: Montevideo	-	\$132.40	(\$392.60)
(vi) Peru: Lima	-	\$544.20	(\$761.10)
	Total	\$1,922.10	(\$3,273.30)

(2) Living allowances from the arrival day in Porto Alegre until the departure day

$\$30 \times 6 \text{ (persons)} \times 63 \text{ (days)} = \$11,340$

(3) Book allowance: a lump-sum payment upon arrival

\$20 x 6 (persons) = \$120

(4) Medical insurance

\$30 x 6 (persons) = \$180

(5) Training expenses: travel expenses for authorized tour, text-books, and expenses for the conduct of official meetings

\$10,987.90 (\$9,636.70)

B. Expenses covered by the Government of Brazil (PUC)

The Government of Brazil (PUC) will cover all other expenses not covered by the Government of Japan as mentioned in A above.

11. Ex-participants

Following eight (8) participants have been accepted by the Government of Japan from the Institute of Geriatrics of Catholic University of Rio Grande do Sul.

<u>Name</u>	<u>Post</u>	<u>Duration</u>	<u>Training Subject</u>
(1) Mr. Ney Mario Brasil do Amaral	Radiologist, Institute of Geriatrics of Catholic Univ. of Rio Grande do Sul	'74.3.27 -'75.3.26	X-Ray Diagnosis
(2) Mr. Raul Ritter Dos Santos	Professor Gastro-enterology, ditto	'74.3.27 -'74.6.26	Endoscopy
(3) Mr. Luiz F. Barcellos	Asst. Professor, ditto	'75.3.25 -'75.6.28	Adult Diseases
(4) Mr. Carlos Hiroshi Nitta	Asst. Professor, ditto	'75.3.25 -'75.9.24	ditto
(5) Mr. Renato de Oliveira Santos	Resident, ditto	'76.2.15 -'77.2.14	Geri- iatrics
(6) Mr. Evaldo C. do Nascimento	Resident, ditto	'76.2.15 -'76.5.16	ditto
(7) Mr. Antonio C. Araujo de Souza	Medical Doctor, ditto	'77.3.27 -'78.9.26	ditto

<u>Name</u>	<u>Post</u>	<u>Duration</u>	<u>Reaining Subject</u>
(8) Miss Angela Ramos Ollé	Medical Doctor, ditto	'77.7.7 -'78.7.8	ditto

Mr. Jose Luis Cancelas will be received from August 3, 1978 to August 3, 1979 in the field of circulatory organ.

1. JICA headquarters will be responsible for the following duties:
 - (1) Preparation of training programme and its budget.
 - (2) Allocation of the budget to JICA Brasilia Office.
 - (3) Making of the final report.

2. JICA Brasilia Office will be responsible for the following duties:
 - (1) Advice to and collaboration with the Brazilian Authorities in preparing GI (information).
 - (2) Confirmation of the timing of distribution of GI to the participating countries.
 - (3) Gathering of data on applicants.
 - (4) Advice to and collaboration with the Brazilian Authorities in the selection of applicants.
 - (5) Confirmation of the result of the selection and the date when the Brazilian Authorities informed the result to the recipient countries.
 - (6) Confirmation of arrival of participants.
 - (7) Review of the programme.
 - (8) Report making.
 - (9) Request of budget to the headquarters.
 - (10) Procedure for issue of air-ticket to the participants.
 - (11) Medical insurance.
 - (12) Report to the headquarters.

3. The Government of Brazil will be responsible for the following duties:
 - (1) Preparation of GI (information).
 - (2) Distribution of GI to the participating countries.
 - (3) Checking of application from the participating countries, and sending of the copies of the form to Japan.
 - (4) Selection of applicants.
 - (5) Informing the result of selection to the participating countries and to the Embassy and JICA Brasilia Office.
 - (6) Confirming the acceptance from the Institute and informing the Embassy and JICA Brasilia Office.
 - (7) Review of the programme.
 - (8) Appropriation of the counter budget for expenses covered by the Government of Brazil.

4. Institute of Geriatrics of Catholic University of Rio Grande do Sul will be responsible for the following duties:
 - (1) Arrangements of the programme:
 - (i) Timing and duration of the course
 - (ii) Curriculum
 - (iii) Instructors
 - (2) Orientations upon arrival.
 - (3) Reservation and arrangement of accommodations.
 - (4) Qualifications of applicants .
 - (5) Number of participants to be received .
 - (6) Reporting the arrival of participants to the Brazilian Authorities .
 - (7) Accounting of training expenses:

Receipt and disbursement of the following expenses prepared by JICA.

 - (i) Textbooks
 - (ii) Authorized tour
 - (iii) Official meetings
 - (8) Review of the programme .
 - (9) Report making.

PROJETO
DO
CURSO DE ESPECIALIZAÇÃO
EM
GERIATRIA

Cooperação entre
o Governo do Brasil
e o Governo do Japão

Instituto de Geriatria

Centro Latino-Americano de Treinamento Geriátrico

A Pontifícia Universidade Católica do Rio Grande do Sul criou em 1970 o Instituto de Geriatria para o ensino e a pesquisa na área da Medicina Preventiva e das doenças das pessoas idosas.

O Instituto de Geriatria mereceu do benemérito Governo do Japão uma valiosa doação de instrumentos clínicos e cirúrgicos criando, dessa forma, as condições materiais para o seu funcionamento.

Além de equipamento técnico-científico, o Governo do Japão enviou engenheiros e médicos especializados para pôr em funcionamento o referido equipamento.

Diversos professores do instituto foram contemplados com bolsas de estudos no Japão a fim de fazerem o treinamento em hospitais das principais universidades japonesas.

Dessa forma o Instituto de Geriatria tem o Corpo Técnico e o Corpo Docente devidamente preparados quer pela vinda dos especialistas japoneses quer pela permanência e residência médico-hospitalar no Japão.

Tudo preparado técnica e cientificamente, a Pontifícia Universidade Católica do Rio Grande do Sul, atendendo sugestão do Prof. Dr. Yukio Moriguchi, Diretor do Instituto de Geriatria, resolveu, em 1977, criar o Centro Latino-Americano de Treinamento Geriátrico.

O Centro de Treinamento Geriátrico visa a difundir na América Latina a ciência e as técnicas geriátricas.

A fim de conseguir esses objetivos o Governo do Japão prontifi-

couse a oferecer auxílio financeiro para o desenvolvimento do programa que visa a especialização de médicos que tenham concluído 3 anos de residência em Medicina Interna e que visem a docência em Geriatria.

O referido programa será desenvolvido na forma de curso de Especialização, de acordo com o estatuído pela Resolução 14/77 do Egrégio Conselho Federal de Educação e terá a coordenação do Prof, Dr. Yukio Moriguchi.

CURSO DE ESPECIALIZAÇÃO EM GERIATRIA:

1. Objetivo:

A elevação do desempenho e do preparo técnico-pedagógico dos docentes e profissionais na área de Geriatria.

2. População Alvo:

Médicos da Argentina, da Bolívia, do Brasil, do Chile, do Paraguai, do Uruguai e da Venezuela.

3. Número de Vagas:

O curso terá 12 vagas assim distribuídas:

Seis (6) para estrangeiros (subvencionados pelo Governo do Japão);

Seis para brasileiros,

4. Seleção dos Candidatos:

Os candidatos inscritos serão selecionados pela Direção do Instituto de Geriatria, dentre aqueles que satisfizerem os seguintes requisitos:

1- Ser médico com pelo menos três anos de residência em Medicina Interna;

2- estar em pleno gozo de saúde física e mental.

5. Divulgação do Programa:

Para o exterior será feita pelo Ministério das Relações Exteriores do Brasil (Embaixadas e Consulados).

Para o Brasil será feita pela Superintendência de Pesquisa e Pós Graduação da PUC-RS.

6. Duração do Curso:

360 horas desenvolvidas em dois meses.

Início do Curso- 15 de janeiro de 1979

Término do Curso- 15 de março de 1979.

7. Época da Inscrição:

Da data do lançamento do programa até 16 de novembro de 1978

Seleção dos candidatos até o dia 15 de dezembro de 1978.

8. Corpo Docente:

Prof. Dr. Yukio Moriguchi

Prof. Dr. José Andraus Chaieb

Prof. Dr. Manoel Antônio Albuquerque

Prof. Dr. Aloisio Achutti

Prof. Dr. Roberto G. Santiago

Prof. Dr. Domingos Otávio Lorenzoni D'Avila

Prof. Dr. João Satt

Prof. Dr. Arhon Hutz

Prof. Dr. Luiz Carlos Assis Brasil

Prof. Dr. Raul Ritter dos Santos

9. Estrutura Curricular:

Elenco das disciplinas do Curso:

Disciplina	Nº de horas
Geriatrics Geral	60
Ciência do Longevidade	30
Clínica Geriátrica I	60
Clínica Geriátrica II	60
Clínica Geriátrica III	60
Clínica Geriátrica IV	60
Clínica Geriátrica V	30

10. Língua:

As aulas serão ministradas em português.

11. Condições Gerais:

1. A Pontifícia Universidade Católica do Rio Grande do Sul se compromete a executar o presente programa sem cobrar quaisquer taxas dos alunos bolsistas e dos seis estrangeiros selecionados.
2. O Governo do Japão transferirá à JICA (Japan International Cooperation Agency) a quantia de US\$ 25.000 (vinte e cinco mil dólares) referentes ao auxílio que oferece ao Curso de Especialização em Geriatrics, dos quais a quantia de US\$ 8.251- (oito mil duzentos e cinquenta e um dólares) serão repassados para a PUC-RS a título de Custo do Treinamento. A referida quantia será administrada pela PUC-RS que prestará contas à JICA 30 dias após o término do curso.

OS restantes US\$ 16.749- (dezesesseis mil setecentos e quarenta e nove dólares) referentes a Ajudas de Custo, Viagens e Seguros, serão administrados pela JICA que se compromete

a colocar as passagens aéreas à disposição, na cidade de origem, dos médicos selecionados pela PUC-RS, com suficiente antecedência para que os mesmos possam estar em Porto Alegre na data do início do Curso.

Na chegada dos mesmos a JICA pagará o auxílio viagem (US\$65.-) e à quantia realtiva à quarta parte do auxílio manutenção (US\$450.-), comprometendo-se ainda a pagar quinzenalmente as demais parcelas do auxílio, comprometendo-se, finalmente, a providenciar a contratação do seguro dos médicos por ela subvencionados.

3. A seleção dos candidatos inscritos será de inteira responsabilidade da PUC-RS.
4. A Universidade se reserva o direito de afastar do Curso qualquer aluno que venha a infringir as normas e princípios éticos da Instituição, sendo o fato, de imediato, comunicado às partes interessadas.
5. A Universidade se compromete a fazer um relatório circunstanciado sobre o Curso e enviar ao Governo de Japão através do seu Consulado Geral em Porto Alegre.
6. Os valores mencionados em dólares serão pagos na quantia eqüivalente em cruzeiros.

CENTRO LATINO-AMERICANO DE TREINAMENTO GERIATRICO

Curso de Especialização em Geriatria

Despesas que deverão correr por conta da PUC-RS

1. PESSOAL

Direção e Coordenação	Cr\$ 30.000,00	
Docentes	Cr\$ 180.000,00	
4 Monitores	Cr\$ 40.000,00	
Secretárias e Atendentes	Cr\$ 37.500,00	
2 Funcionários de Laboratório ..	Cr\$ 20.000,00	
		<hr/>
SUBTOTAL	Cr\$ 307.500,00	.. US\$ 16,702.-

2. MATERIAL DE CONSUMO

Material de Extediente	Cr\$ 25.000,00	
		<hr/>
SUBTOTAL	Cr\$ 25.000,00	.. US\$ 6,246.-

3. MATERIAL DIDÁTICO

Bibliografia	Cr\$ 40.000,00	
Diapositivos, lâminas para Retropro- jeção, fitas cassete e polígrafos		
	Cr\$ 75.000,00	
		<hr/>
SUBTOTAL	Cr\$ 115.000,00	.. US\$ 2,335.-

4. BOLSAS

3 bolsas para médicos brasileiros		
	Cr\$ 42.000,00	
		<hr/>
SUBTOTAL	Cr\$ 42.000,00	.. US\$ 2,281.-

5. MANUTENÇÃO

Despesas de manutenção do Centro ..	Cr\$ 43.000,00 ..	US\$ 2,335.-
	<u>Cr\$ 43.000,00 ..</u>	<u>US\$ 2,335.-</u>
SUBTOTAL	Cr\$ 43.000,00 ..	US\$ 2,335.-
	<u>Cr\$ 532.500,00 ..</u>	<u>US\$28,921.-</u>
TOTAL	Cr\$ 532.500,00 ..	US\$28,921.-

CENTRO LATINO-AMERICANO DE TREINAMENTO GERIATRICO

Curso de Especialização em Geriatria

Auxílio solicitado ao Governo do Japão:

1. Ajudas de Custo:

auxílio manutenção para 6
médicos estrangeiros (US\$ 900 por mês)..US\$10,800.--..Cr\$198.000,00
auxílio viagem (US\$ 65-cada), p/6
médicos. ..US\$ 390.--..Cr\$ 7.200,00
SUBTOTALUS\$11,190.--..Cr\$205.200,00

2. Viagens:

6 passagens aéreas (ida e volta)US\$ 2,620.--..Cr\$ 48.234,00
SUBTOTALUS\$ 2,620.--..Cr\$ 48.234,00

3. Seguros:

seguro para 6 médicos durante
2 mesesUS\$ 2,939.--..Cr\$ 54.000,00
SUBTOTALUS\$ 2,939.--..Cr\$ 54.000,00

4. Custo do Treinamento:

despesas com o custo do curso US\$ 8,251.--..Cr\$151.900,00
SUBTOTALUS\$ 8,251.--..Cr\$151.900,00
TOTALUS\$25,000.--..Cr\$460.250,00

CUSTO DO TREINAMENTO

Transporte para observações e estudos	Cr\$	8.612,00
Preparação de Poligrafias	Cr\$	18.000,00
Custo de Conferências	Cr\$	8.000,00
Chapas de Raio X	Cr\$	72.000,00
Reagentes	Cr\$	45.288,00
		<hr/>
SUBTOTAL	Cr\$	151.900,00
		... US\$8,251.-

JICA

